

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策2
市町村との更なる連携による行政の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 しまね暮らし推進課長 新田 誠 電話番号 0852-22-6179

事務事業の名称	特定地域振興法に関する事業の推進	
目的	(1) 対象	特定地域振興法等対象地域住民
	(2) 意図	特定地域振興法の対象とする地域について、市町村が各種制度を適正に活用できるよう支援することにより、振興を図る。
事業概要	国、市町村、他県等と連携をとりながら、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、半島振興法、山村振興法、有人国境離島法等の特定地域振興法に基づく施策、事務が適切に行われるよう、市町村の支援を行う。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 地方債（過疎債、辺地債）の活用した市町村割合	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	%
	取組目標値							
	式・定義 地方債（過疎債、辺地債）の活用した市町村率	実績値	100.0	100.0	100.0			
		達成率	-	100.0	100.0	-	-	%
2	指標名	目標値						
	取組目標値							
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	11,590	14,071
うち一般財源 (千円)	7,590	8,071

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

・地方債（過疎債、辺地債）については、毎年5月に要望ヒアリングを実施し、事業実施上の助言や国との調整を行い、要望額の確保によって効果的な事業実施が可能となるよう努めているが、過疎債ソフト事業について、平成28年度及び平成29年度において発行限度額を超えた部分の要望に対して満額配分がなかった。
 ・各法に係る市町村計画の策定等においては、事前の周知や策定上の助言、国との調整を行うことで、円滑な作業実施を図っている。
 ・国の助成制度については、要望とりまとめの際に採択に向けた助言等を行っている。
 ・有人国境離島法が平成28年4月に成立。新法は平成29年4月から施行され、新たな支援制度として、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金が創設された。新法の施行に伴い、島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画を策定し、地域社会の維持に関する基本的方針を定めた。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

・各法に係る市町村計画は、必要に応じて全て策定され、定住の促進や雇用の確保ほか地域社会の維持等のための諸施策の取り組みが促進された。
 ・国の助成制度の活用
 ・過疎地域等自立活性化推進交付金 2件
 （集落ネットワーク圏形成支援事業2件）
 雲南市、邑南町
 ・半島振興広域連携促進事業費補助金 1件
 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会
 （構成市：松江市、出雲市）
 ・山村振興交付金 3件
 江津市、雲南市、津和野町 など

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

・地方債（過疎債、辺地債）総額の十分な確保がなされていない。
 ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金において、運賃や輸送コスト低廉化支援制度が創設されたが、さらに施策の拡充を求める声もある。

②困っている状況が発生している「原因」

・国の地方債計画に対し、要望額が大きい。
 ・国の交付金等の財政措置が十分でない。
 ・離島住民や事業者等のニーズの多様性。

③原因を解消するための「課題」

・国への制度拡充・強化について働きかけていく必要がある。
 ・現行支援策の達成状況や効果等について検証する必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・県計画に基づく各事業の効果等について調査を実施し、結果の分析、実態や課題を把握した上で、制度の見直し提案について必要性等を検討する。
 ・国への重点要望など様々な機会を通じ、地方の状況や各種制度の拡充・強化などについて、市町村や関係機関と連携しながら積極的に働きかける。